

## 特別控除額

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、次表の特別控除額を控除する。

	特別の事情	特別控除額		
A 世帯を 対象と する 控除	①母子・父子世帯であること。		490,000円	
	②就学者のいる世帯であること。	小学校児童1人につき		80,000円
		中学校及び中等教育学校の前期課程生徒1人につき		160,000円
		国・公立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき	自宅通学	280,000円
			自宅外通学	470,000円
		私立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき	自宅通学	410,000円
			自宅外通学	600,000円
		国・公立高等専門学校学生1人につき	自宅通学	360,000円
			自宅外通学	550,000円
		私立高等専門学校学生1人につき	自宅通学	600,000円
			自宅外通学	800,000円
		国・公立大学学生1人につき	自宅通学	590,000円
			自宅外通学	1,020,000円
		私立大学学生1人につき	自宅通学	1,010,000円
			自宅外通学	1,440,000円
	国・公立専修学校高等課程生徒1人につき	自宅通学	170,000円	
		自宅外通学	270,000円	
	私立専修学校高等課程生徒1人につき	自宅通学	370,000円	
		自宅外通学	460,000円	
	国・公立専修学校専門課程生徒1人につき	自宅通学	220,000円	
自宅外通学		620,000円		
私立専修学校専門課程生徒1人につき	自宅通学	720,000円		
	自宅外通学	1,120,000円		
③障害者のいる世帯であること。	障害者1人につき		860,000円	
④長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経済的に特別な支出をしている金額。			
⑤主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出をしている金額。ただし、710,000円を限度とする。			

	⑥火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。																								
	⑦父母以外のもので収入を得ている者のいる世帯であること。	父母以外のもので所得者1人につき 380,000円。 なお、その所得が 380,000円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。																								
B 本人を対象とする控除		<p>(高等学校及び中等教育学校の後期課程)</p> <table> <tr> <td>自宅通学</td> <td>190,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>380,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(高等専門学校) (大学・大学院・短大)</p> <table> <tr> <td>自宅通学</td> <td>210,000円</td> <td>自宅通学</td> <td>280,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>420,000円</td> <td>自宅外通学</td> <td>720,000円</td> </tr> </table> <p>(専修学校専門課程) (専修学校高等課程)</p> <table> <tr> <td>自宅通学</td> <td>200,000円</td> <td>自宅通学</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>600,000円</td> <td>自宅外通学</td> <td>230,000円</td> </tr> </table>	自宅通学	190,000円			自宅外通学	380,000円			自宅通学	210,000円	自宅通学	280,000円	自宅外通学	420,000円	自宅外通学	720,000円	自宅通学	200,000円	自宅通学	120,000円	自宅外通学	600,000円	自宅外通学	230,000円
自宅通学	190,000円																									
自宅外通学	380,000円																									
自宅通学	210,000円	自宅通学	280,000円																							
自宅外通学	420,000円	自宅外通学	720,000円																							
自宅通学	200,000円	自宅通学	120,000円																							
自宅外通学	600,000円	自宅外通学	230,000円																							

備考 1 A欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除は、就学者の中に出願者本人分は含めない。

2 A欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除（国立学校に係るもの）は、当該就学者が全額授業料免除を受けている場合は、B欄の「本人を対象とする控除」と同額とし、半額授業料免除を受けている場合はB欄の金額と授業料納入金額との合計額がA欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を超えない範囲内で授業料納入金額を加算することができる。

3 就学者の学種が申請時と異なる場合は、申請時の学種によりA欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を適用すること。

4 A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合にはそれらの特別控除額をあわせて控除することができる。

(留意事項) 就学者（国立学校に係る者）の授業料免除状況の確認は、授業料免除申請書に記入欄を設ける等適宜の方法によること。